

平成 20 年 11 月 20 日 環境農政常任委員会

服部委員

では、私は廃棄物関係のことについて伺っていきたいと思います。

このごみの問題というのは本当に非常に大事な問題、言うまでもないことだとは思いますが、本県といたしましても、神奈川県廃棄物処理計画をまとめられて、特に平成 20 年から 24 年までの 5 年間については、県民サイドから見ると長期計画の中でも特出しして絶賛されている計画だというふうに思います。その辺は私たちも行政の取組を高く評価いたしますが、難しい中でのお仕事になると思いますけれども、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

廃棄物の県内処理 100%、これを処理計画の基本目標に掲げて各施策を展開されていることについては、本当に敬意を表します。その中で、廃棄物の資源化、減量化に大きな役割を果たしているというふうに私は思うところでございますが、いわゆる中間処理の状況について細かく伺ってまいりたい。

私は廃棄物処理計画の全体の中でも、もちろん最終処分場での多寡の問題が様々ございますが、やはりこの中間処理というのをどこまで十分に行っていくかということが、かなり全体計画に大きな影響を与えてくるというふうに思いますので、伺ってまいりたいというふうに思います。

廃棄物処理の過程における、まずこの中間処理の役割についての認識を伺っておきたいと思ひます。

廃棄物対策課長

廃棄物の処理につきましては、まず大本になります発生抑制、それを行い、発生したものにつきましては再生利用、そういったことを行った上で、残ったものにつきましては適正に処分していくと、こういうのが基本的な考え方でございます。今委員から御質問のございました廃棄物の中間処理につきましては、こういった過程の中で再生利用でありますとか、それから最終処分の前段になります減量化、こういったことにつきまして機能を果たすということで、大変重要な部分を担っていると、そういうふうに認識してございます。

服部委員

そこで、中間処理の現状について伺ひます。

廃棄物対策課長

中間処理の現状でございますが、平成 18 年度の数字でございますが、御案内のとおり廃棄物は一般廃棄物と産業廃棄物に分かれておりますけれども、一般廃棄物の方では再生利用が 83 万トン、減量化量が 225 万トン、合わせまして 308 万トンとなっております。一般廃棄物の県全体の排出量が 342 万トンでございますので 90.1%に相当してまいります。それから産業廃棄物の方でございますが、再生利用量が 682 万トン、減量化量が 989 万トン、合わせまして 1,671 万トンとなります。排出量が 1,817 万トンでございますので、この中間処理の部分が 92.0%ということでございます。

服部委員

その 90%を超えて中間処理されている産業廃棄物の内訳についてもお願ひします。

廃棄物対策課長

産業廃棄物の中間処理の内訳でございますが、最も量が多いのが汚泥でございます。1,079万トンということになっております。それから次いでがれき類が375万トン、この二つを合わせますと中間処理量の87%ということになります。以下につきましては、ばいじん、金属くず等々ございますが、いずれも数十万トン以下ということでございます。

服部委員

そうした産業廃棄物の中間処理量の推移についても、併せて伺っておきます。

廃棄物対策課長

私どもの方で産業廃棄物総合実態調査というのを行っております。平成10年度と18年度の調査の結果で比較をいたしますと、全体では産業廃棄物の中間処理量が平成10年度1,628万トンから平成18年度が1,671万トンと3%の増加でございますけれども、先ほども申し上げました処理量の大きい汚泥につきましては、平成10年度997万トンから平成18年度は1,079万トンということで8%増加してございます。下水道、それから製造業関係でこの汚泥が増えたというふうにとらえております。それからがれき類の方でございますが、平成10年度334万トンでありましたものが平成18年度は375万トンと12%増えています。これはこの間、平成12年、建設リサイクル法が施行されておまして、建設廃棄物が増えたというふうにとらえております。

服部委員

相対する、一般廃棄物についての中間処理の内訳もお願いいたします。

廃棄物対策課長

一般廃棄物の中間処理につきましては、再生利用の部分とそれから減量化の部分がございます。その再生利用の方でございますが、平成18年度が83万トンとなっております。その内訳でございますけれども、古紙類、紙の方が47万6,000トンで全体の57%を占めております。金属類が7万2,000トンで全体の9%、ガラス類が6万トンで7%と、こういった状況でございます。減量化の方でございますが、こちらの方は焼却の処理が大部分を占めております。その内訳でございますけれども、市町村の方で焼却処理をするケースが多うございますので、市町村が行っておりますごみ質の分析、こういったものを見てみますと、焼却ごみの半分程度が紙、それから布類、それから生ごみ、いわゆる、ちゅうかいでございますが、これが2割から3割程度と、こういった内訳になっております。

服部委員

中間処理量の推移は、またいかがですか。

廃棄物対策課長

再生利用につきましては、総量では平成10年度が46万トン、これが平成18年度が先ほども申し上げました83万トンということで80%、8割方伸びております。そのうち繊維類、これが145%伸びております。それから古紙類、これが68%伸びております。この二つで全体を増やしているということでございます。それから、減量化の方でございますが、焼却につきましては平成10年度、18年度の比較でございますが、マイナス18.7%ということで減少しております。いわゆる分別収集が進みましてリサイクルが増える一方で、焼却量が減ってくると、こういった推移というふうにとらえております。

服部委員

大体の概数、そしてその流れは分かりました。

この辺に対する現在の取組と、この5箇年の計画年度での達成ということも非常に大事なことですので、その業を担う中間処理に携わる方々、業者数、業者等について伺っておきたいと思います。まずこの中間処理に携わる業者の数について伺いたいと思いますが、産業廃棄物の中間処理業者といわれる方々はどのくらいあるのか、ちょっと教えてください。

廃棄物対策課長

県内の産業廃棄物の中間処理業者でございますが、平成18年度末の数字でございますが363業者でございます。

服部委員

これは県内の数だから、政令市も含めて、政令市と県所管域の区分けはわかりますか。

廃棄物対策課長

363の内訳でございますが、政令市が4市ございますけれども、合計で247、県所管域が116、合わせまして363ということでございます。この政令市と県所管域に分かれておりますが、それを更に地域別に見てまいりますと業者数の多い方から申し上げますが、横浜が124、川崎が68、県央が53それから、政令市でございます相模原、これが38、それから湘南が38といったところでございます。

服部委員

それで、そういうこととともに、産業廃棄物の中間処理業者の数が近年どのように推移をしているのか、先ほどの数などのデータを踏まえて、そういった現実を担う方々だと思っておりますので、一般市民がそういう業に携わることはできないので、そういった方々の役割は大変大きいものがあると思っておりますので、中間処理業者の数は近年どのように推移をしているのか、また開業率についてはどのような状況にあるのか、伺っておきたいと思っております。

廃棄物対策課長

過去3年間の数字で申し上げますが、平成16年度が337業者ございました。平成17年度354業者、平成18年度は先ほど申し上げました363業者ということで、年々増加してございます。開業率でございますけれども、平成17年度につきましては9%、それから平成18年度は6%という率になっております。産業全体の開業率が、平成18年度の事業所統計の結果で把握できますが、これが全産業で5%というふうに言われております。これと比較いたしますと開業率は高い業種、そういうふうにとらえております。

服部委員

そういう意味からいきましたら、現時点における産業活動の中で中間処理業に携わる業については、またそういう方々については非常にニーズが高いというふうに思います。産業全般の開業率5%を超えるというのがかなり高いというふうに、この数値については思います。企業立県神奈川の中では様々な業種が他にも存在して、その開業率と対比したときに中間処理業者の開業率がまことに高いと、それだけ現場における引き合いも強いと、ニーズが高いというふうに認められると思っておりますが、その辺の課長さんの所感を伺っておきたいと思っております。

廃棄物対策課長

開業率につきましては景気の動向にかなり影響を受けてまいります。本県の場合は事業所数が従前は30万を超えるような事業所がございましたけれども、平成18年現在で28万5,000ということで、事業所数がかかなり減ってきているというのが全体の本県の状況でございます。その中でやはり廃業率というのはどうしてもございますので、それをリカバーして更にその上を行くような開業率を目指す、あるいはその業を起こすにしても、その仕事の中身が市場のニーズに即応したものにしていくと、こういったことが大変重要だと思っております。

その中で今お話になっております産業廃棄物の中間処理業につきましては、いわゆる静脈産業、生産のプロセスで原材料から製品をつくっていく動脈に対しまして、そういった生産のプロセスなりあるいは製品から廃棄物というのはどうしても出てくるわけでありますので、そういった動脈と逆方向に並行してまいります静脈産業として、これはどうしても不可欠なものでありますし、その業界、近代化あるいは高度化、こういったことが不可欠だと思っておりますけれども、こういった高い開業率ということは、そういった方向で市場のニーズもございまして、それからそういった産業分野に参入していこうという新しい力、そういったものもあるんだろうと、こんなふうに認識しております。

服部委員

非常に産業構造にまでメスを入れたお答えをいただいて、本当に感銘をいたしました。ありがとうございます。そういう視点が本当に大事であるなというふうに思います。

そうするとなるほど、政令市関係で横浜市の124と川崎市の68を合わせて192ぐらいで約200、約半数。大体政令市と県所管域で分けた場合、フィフティー・フィフティーにうまくいきませんが、大体地域バランスはとれているというような感じがいたしますが、一般廃棄物については民間の中間処理業者にはどのぐらいありますか。

廃棄物対策課長

一般廃棄物の方でございまして、そちらの中間処理業者は平成18年で46業者でございます。

服部委員

その推移についても伺っておきます。また、開業率は。

廃棄物対策課長

こちらの方も過去3年のデータで申し上げますが、平成16年度が39、平成17年度が41、平成18年度が先ほど申し上げました46ということで、こちらの方も増加傾向にございます。開業率を出してみますと平成17年度が5%、平成18年度が17%ということになっております。これは18年度は7社増えておりまして7事業者増えております。内訳を少し見てまいりますと、横浜、小田原、秦野各市でそれぞれ2つの事業者が許可を受けているという状況でございます。

服部委員

一般廃棄物の中間処理業者数を市町村別に見て特徴をちょっとお願いいたします。

廃棄物対策課長

まず、一般廃棄物の中間処理業者の市町村別の数字でございまして、大きい順に申し上げます。横浜市が10、横須賀市が8、厚木市が6、秦野市が4、それ以外の市町村につき

ましては3事業者以下という状況になっております。一般廃棄物の民間処理業者につきましては、市町村が許可を出すわけでございますけれども、その場合に一般廃棄物処理計画というのを市町村が定めまして、その中で公営でどの程度をやり、それから公営では不十分であるので、したがって民間の事業者はこの程度を担っていただく、こんなことを定めるわけですが、そういう事情がございますので、必ずしも大きな市が多数の民間処理業者を許可していると、こういう状況にはなっておりません。それぞれ市のお考えあるいは実情といったようなことで、先ほど申し上げましたような数字になっております。一概に先ほども申し上げましたように大きな市で事業者の数が多いとも言い切れないと、そんな状況でございます。市町村のお考えが強く反映しているというふうに認識しております。

服部委員

産業廃棄物関係、一般廃棄物関係のデータのベースを伺ってきているわけですが、産業廃棄物の中間処理業者はもちろん許可を得て営んでいるわけですが、全県で許可された処理能力、中間処理業者の処理能力のキャパシティーを総計するとどのぐらいになるのか、また実際の排出量や中間処理量と比べてどの程度になるのか、産業廃棄物ですから法によって産業廃棄物とは何かということで、確か20品目が廃棄物だというふうに決められているわけですので、その20品目が出る地域、出ない地域だとか様々あるかと思っておりますけれども、いずれにいたしましても、本県がこの事業を許可をした処理能力というのは総計するとどのぐらいになるのかということ、併せて実際の排出量や中間処理量と比べてどの程度になるかについて伺っておきます。

廃棄物対策課長

まず、県が直轄しております県所管域の中間処理業者は116業者でございました。これの許可証の上での処理能力、これを合計してまいりますと年間で約1,807万トンの処理能力を持っております。それから県所管域外の中間処理業者、政令市でございますが、こちらの方が247業者でございますけれども、これを合わせますとトータルでは全県では363業者ということで、県所管域分の116業者に対しまして大体全体として3倍程度ということでございます。私も県所管域外の許可の状況につきまして詳細なデータは持ち合わせておりませんので、大体の業者数のこういった配置を見まして推計をしたいと思っておりますが、全県では年間大体5,600万トン程度になるだろうと思っております。

それで、産業廃棄物の排出量、これは1,817万トンでございますので、先ほど申し上げました処理能力はこれの大体3倍というふうになります。それから先ほど中間処理量として1,671万トンといったような状況もお話いたしましたけれども、これに対しましても3.3倍という処理能力になってまいります。それから一つ、産業廃棄物の中間処理について注意しなければいけないのは、自社処理と言いまして自分の事業所の中で処理してしまうものと、それから外部の中間処理業者の方に委託するというものがございます。実際にはその委託した分と比較した方が実態に即しているかなと思っておりまして、この委託中間処理量が726万トンでございます。先ほどの処理能力が5,600万トンぐらいあるだろうということでございますので、大体8倍の能力がある、委託処理する分を分母にしますと8倍ぐらいの能力があると、そんなふうにとらえております。

服部委員

なるほど、キャパシティーが年間5,600万トンで実際の排出量が726万トン。この辺の煮詰め方ですが、どのように受け止めていらっしゃるのか、実際問題として届け出たからといって、ではこの5,600万トンがすぐ中間処理できる施設、能力をその363の中間処理業

者が持っているのか、届け出たけれども処理能力を持っていないで、700万トンから800万トンが実際は目一杯なんだよというところではないのか。御答弁は結構です。次に行きます。

それで、産業廃棄物のこれらの中間処理を含めての地域別を伺っておきたいと。まずこの産業廃棄物発生量について地域別はいかがですか。

廃棄物対策課長

産業廃棄物の地域別の発生量ということでございますが、建設業からの排出量につきましては、通常事業所の所在地で計算をするんですが、これにつきましては各工事現場で排出量を計算するのではなくて、それをまとめております支社でありますとか、そういった事業所で集計をしております。したがって、実際の建設業からの排出量が地域別には数字は一応出ておりますが、これが実態を反映したものにはなっていないということで、地域別のカウントとしては一応これを除外した数字で申し上げます。

建設業から排出された産業廃棄物を除いた排出量、これが1,248万トンになります。そのうち地区別で大きい順に申し上げますと、横浜が409万トン、これは55.9%になります。それから川崎が231万トン18.5%、湘南が233万トン18.7%、県央が108万トンで8.7%、足柄上が101万トンで8.1%、以下は数十万トン程度といったような状況でございます。

服部委員

今伺った範囲内では観光立県神奈川県が誇る湘南地域が何と233万トンと、観光の名所であるけれども、ごみの名所でもあるとデータは物語っているようになってしまいうございまして、その辺の内訳はどうなっておりますか。これも流域下水道によるものとも思われるんですが、ちょっとその辺を伺います。

廃棄物対策課長

湘南地域の産業廃棄物の排出量が今申し上げましたとおり233万トンということでございますが、委員御指摘のとおり相模川流域下水道の終末処理場、こういったものから発生いたします下水道関係の廃棄物が170万トンございます。全体、その233万トンに対しましては73%を占めるということでございます。この下水関係の廃棄物の排出量が湘南地区の産業廃棄物の排出量を大きく引き上げてしまっていると、こういう現状でございます。

服部委員

それは公共的な事業におけるデータがそこに組み込まれていて、性質別的にも特殊なものであるというふうに思います。もう一つは流域下水というのは公共下水道に対比するもので、川がなければできないものですから、地域的にも特定されたものであるというふうに思います。したがって、その辺の下水道流域にかかわる特別な事情ということのカウントを入れて、ごみの排出量に換算するというのは、先ほど言いました観光立県神奈川県としても好ましくないとしましても、そもそもデータの整理としていかなものかなというふうに思います。なぜかという、このデータの整理という観点からいっても、本県が向こう何十年間の産業廃棄物計画を立てたその中で平成20年から平成24年までの5年間を特出しするために平成18年度に行った産業廃棄物実態調査を見ても、そうした流域下水道にかかわるもの、有機性汚泥、それから無機性汚泥、もちろん電気・ガス・水道業等から排出される産業系の廃棄物もありますが、そういう特質的なものでありますので、それについては、このようなまとめ方ではない方が良いのではないかなと思いますがいかがですか。

廃棄物対策課長

産業廃棄物の種類につきましては、今回の質問の中で冒頭、委員の方からもお話がございました廃棄物処理法の中で 20 種類以上といったようなことで整理がなされております。汚泥の中に下水道の方から出てまいります有機性の汚泥、これも位置付けられているところでございます。したがって、廃棄物の排出量ということでいきますと、この下水道関係の汚泥を除くということはできないわけでございますが、こういった集中処理を行うといったような大量処理を行うといったようなことで、こういった下水道関係の汚泥の排出量が多いという明らかな事情がございますので、こういったものにつきましては、そういった廃棄物の排出量の統計、そういったものに当たりまして統計を表わすに当たりましてきちんとそういった事情を明記していき、各地域の産業廃棄物の排出状況について誤解を生まないようにと、産業の配置状況にも実態に即してその産業廃棄物が排出されていると、そういったことが理解されますように表現等々を工夫してまいりたいと思っております。

服部委員

くれぐれもよろしくお願ひしたいというふうに思います。

この 233 万トン、湘南地域の排出量、自治体の予算からいけば性質別予算のようなもので、これは法に記された産業廃棄物は 20 品目の定めですからいいと思いますが、しかし自治体の予算も款項目別で見えていった場合としては、款別に見ていけばまた分けられるわけですから、それもそういう法に抵触しない形で款別に分けるといふふうにまねたならば、違うところでそれを出して、そしてそれを抜いたものをここに書いて合算すれば法にかなったものですよと言ったって別に間違えではないということ、本県の特徴を損なって受け取られるようなデータをわざわざグラフにすることはないだろうというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、この汚泥ということが出てきたわけでございますが、一つだけ関連事項で、廃棄物処理計画を見ていったときに、私は中間処理能力が本県でどのくらいあるかで、この中間処理というものがいかに大事かということは冒頭申し上げたとおりでございます。それで、この汚泥についてはやっぱり有機性または無機性というふうにあります。今ちょっとこの計画を読みながら感じていたのは、有機性の最終処分率は 0.1%とここに書いてある。それから無機性の汚泥は最終処分率は 19%と高いということです。この無機性の汚泥は最終処分率が 19%というふうの高い、それに対して有機性の汚泥は最終処分率 0.1%ということですね。したがって、この 19%という高いこの最終処分、この量が 115 万トンというふうに書いてあります。この 115 万トンの内訳は埋立てで処分するのは 4 万トン、海洋投棄が 111 万トン、こういう内訳です。したがって、この再生利用の拡大が急務だといふふうに廃棄物処理計画も言っております。特にこの処理計画は平成 20 年から平成 24 年の 5 年間の特出し、つまり本当にこの濃淡を付けるのならば、本当に力を入れてやっついこうという計画期間であるといふふうに受け止めますので、この辺の取組に対する力の入れ具合は本県としてはどのようになっているのか、概要で結構ですので、ちょっとお知らせいただきたいと思ひます。

廃棄物対策課長

廃棄物対策の中で一般廃棄物につきましては、排出も抑制されてまいりましたし、リサイクルも伸びておりますし、最終処分も減るといふことで、望ましい方向で推移をしております。産業廃棄物の方につきましては、今も若干お話があったかもしれませんが、建設系、建設に絡みます廃棄物、これが増加傾向にございまして、そういったものに対して的確に対応していく必要があるといふふうに考えております。

その中で、建築物に伴いまして、建て替えに伴いまして発生いたしますがれき類等につきましては分別を進め、建設リサイクル法に基づきましてそういった分別を徹底し資源化をしてまいりますけれども、もう一つはお話ございました建設汚泥と言われるものにつきまして、そのまま海洋の方に投入しているといったようなものも多くございます。こういった汚泥類につきましては、脱水それから固化といったことで加工いたしまして、建設のための材料として活用していくと、そんなふうな一応道筋はできておりますけれども、なかなか山から取り出すことができる土砂類と価格面、そういったところでなかなか厳しい状況がございまして、そういったものが進んでいないといったような状況がございまして、ただ私どもといたしましては、そういった建設汚泥の活用を促進するような技術的な面、あるいは用途の拡大、こういったことを進めていきまして利用、再資源化を増やしていく、それで最終処分量を減らしていくと、そんなふうに取り組んでまいりたいと思っております。

服部委員

はい、分かりました。

ちょっと戻らせてもらいますが、地域別の産業廃棄物の中間処理量はいかがだったんですか。

廃棄物対策課長

地域別産業廃棄物の方の中間処理量ということでございます。産業廃棄物につきましては、実際には経済ベースでどんどん処理が行われている面がございまして、地域を越えて移動してございます。地域別の中間処理量というのは、実際のところは把握がなされておりません。代わりにお示しできる数字として各地域所在の産業廃棄物処分業者の方に委託される処理量のデータがございまして、これで地域別の様子を御説明したいと思っております。

県内での中間処理量が総計で622万トン、これを地区別に見てまいりますと、横浜が253万トン、川崎が137万トン、県央が72万トン、湘南が52万トン、以下は50万トンを割るといったような状況でございます。

服部委員

それで、全県で許可された処理能力の総計は先ほど伺ったわけでございますが、処理能力の総計はかなり大きなものになるんですけれども、これも地域別には何か特色がありますか。

廃棄物対策課長

政令4市の方で3,800万トン、それから県の所管域が1,807万トンといった処理能力でございます。それで県所管域につきましては、私ども直轄でデータを持っておりますのでちょっと申し上げますと、多い順に申し上げますが、足柄上が1,142万トン、県央が341万トン、湘南が215万トン、西湘が110万トン、以下は数千トンのオーダーということでございます。この足柄上の1,142万トンというのが1社だけで1,000万トンを超える処理能力を持っている事業所があると、こんなことになっておりまして、処理をする場所というのはそれぞれ適地があるかと思っております。なかなか住宅、都市化したところの近くでは立地しにくいといった性格を持っている産業でもございますので、立地場所としては、発生量とは全く関係が薄い形で立地が行われているという結果が出ております。

服部委員

地域別の排出量、それから中間処理量、さらに許可された処理能力、これらを比較して

どのような観点から分析をされているか、当局のお考えを教えてくださいと思います。

廃棄物対策課長

産業廃棄物処理業者の地域別に見ました許可された処理能力は、それぞれの地域で行われております委託中間処理量と比較いたしますと4倍以上の能力になります。それからそれぞれの地域の産業廃棄物の排出量と比較いたしましても2倍以上といったようなことでもあります。処理能力としては十分な状況にあると、そんなふうにとらえております。そのトータルの数字としてはこういう状況でございますけれども、各地域それぞれでいろいろな廃棄物が発生し、それから必ずしも自分の身近な地域の中で完結して処理をしているわけでもないといったような実情もございます。要は大事なことは、その発生してまいります廃棄物の排出、それとこういった処理能力、その間の関係をつくっていく、それをスムーズに処理が円滑になるべく地域の中で処理されるような形をつくっていると、その辺が大事なことかというふうに思っております。

服部委員

産業廃棄物に関して民間の中間処理業者、またはそういった処理能力を教えてくださいいただきましたが、一般廃棄物についても同じようにお聞きしたいとは思っていたんですが、それは割愛させていただきまして、その中間処理業者が許可を受けるに当たって、なるべく許可の範囲を広げて申請する傾向にあると思います。これはむべなるかなとは思いますが、したがって、実際の処理能力はどの程度であるのか、そういった実態調査をしたことがあるかどうか、もしあればどの程度のものなのか、お教えいただければと思います。

廃棄物対策課長

産業廃棄物につきましては、この業の許可を行うに当たりまして書類の審査だけではなくて、施設の出来上がりの段階でしゅん工検査ということを行っております。いずれも実際に処理可能な量として確認の上、許可を出しているということもございます。したがって、許可された処理能力と実際の処理能力にギャップはないというふうに私どもは考えております。一般廃棄物につきましても許可施設、これにつきましては同様であるというふうに考えております。

服部委員

分かりました。そうしますと、例えばね、冒頭申し上げたとおり中間処理というのは大事で、それを担う中間処理業者で届け出たそういう処理能力については、実際の能力と変わらないということであれば、本県として中間処理量を増やしていくための処理能力を高めることについては、どのように県としては考えているのか、手立てを講じているのか、数点あるかと思いますが、現行の中間処理業者の皆様方の中間処理能力を高めるためにどういうサポートをしているのか、また新たな業者の、それこそ先ほどの起業率、開業率ではありませんが、それを一層高めていくというふうになるわけでございますが、本県のそういう中間処理能力を高めるための施策については、おっしゃいましたこの5年間の廃棄物処理計画の中では位置付けられているのかいないのか、散見するにはちょっと特定できなかったんですが、ここに書いたようなことを、書いてなくてもそういう計画を持ち合わせていらっしゃるのかどうか。

廃棄物対策課長

この処理量、それを増やしていくといたしますか、処理を進めていくということについてでございますが、産業廃棄物につきましては、許可された処理能力が先ほども申し上げま

したように排出量でありますとか、中間処理量に対しまして3倍の能力となっております。したがって、能力の方が多うございますので、更に処理量を高めていく、増やしていく、こういうことは十分可能だろうと思っております。ただし、産業廃棄物の中間処理は先ほども触れましたが、経済ベースで行われているところがございまして、県が産業廃棄物の排出事業者に対しまして県内の許可業者の利用を図るようなことを直接指導すると、これはなかなか難しいことかなと考えております。しかしながら、廃棄物処理法に基づきます、例えば優良者評価制度というのがございまして、優良な処理業者、こういったものを認定していくわけですが、こういった制度もございまして、こういった信頼の置ける事業者、こういったものをアピールしてまいりますとか、あるいは産業廃棄物管理票、いわゆるマニフェストとっておりますけれども、排出事業者の方で伝票を切りまして廃棄物がきちんと適正に処理されているということを確認するための帳票でございますが、これを県の方に年度が終わった段階で報告するという制度もございまして。産業廃棄物の流れをこれで追うことができますが、こういったものも活用いたしまして適正処理、これを強化していくと、こんなことをやりまして、県内の許可業者の利用に向けまして排出事業者を指導というよりは誘導していくと、こんな形で処理量を増やしていくということではできるといふふうに考えております。

それから、一般廃棄物につきましては、減量化といいましても中身は焼却でございますけれども、これについて許可された処理能力と実際の焼却量がほぼきつ抗しております。したがって、処理量を増やすという余地はほとんどないというふうに思っておりますが、もう一つは再生利用の方、こちらの方は処理量増大の、拡大の余地がございます。一般廃棄物につきましては市町村が統括的な責任を負っておりまして、廃棄物処理法に基づきまして市町村が一般廃棄物処理計画、先ほどもちょっと触れましたが、こういった計画を定めまして民間事業者の活用の程度を定めるということになっております。

したがって、県が直接許可業者に指導を行うと、これにはおのずから限界があるわけでございますけれども、県は市町村に対しましては技術的な助言などを申し上げますと、こんな立場でもございますので、必要に応じて市町村とお話などもさせていただきながら、こういった一般廃棄物につきましても、その地域内での処理量を高めていくと、こんなことの働き掛けができるんじゃないかというふうに考えております。

服部委員

それで、そういう何ていうのかな、未来に向けての施策の展開、誘導策も含めて、それはだれが第一当事者になるのか、それは神奈川県だろうというふうに思います。もちろん法律もあるわけですから、国、県、業を許可した者の責任もあるわけですが、一方ではそういう業界団体のまとまったものとしては、(社)神奈川県産業廃棄物協会があって、様々な活動もされております。したがって、この行政と社団法人の産廃協会との連携もまことに大事かなというふうに思います。法律によって取り組んでいく、措置していく、それはもちろん神奈川県の権限を発揮していくことは当然であります。それとの兼ね合いもありますけれども、またこういった協会に加入している、そういう企業のコンプライアンスというのは、今この業界だけに限らず大きく大切な役割として位置付けられておりますので、この協会との連携をどのようにしていくのか、そしてまた今まで以上にこの協会が大きなコンプライアンスを発揮していくためには、具体的に何を計画の中に織り込んでいくのかということも大事かなというふうに思っておりますので、産業廃棄物協会に対する神奈川県としてのかかわり、指導、連携をお話しいただきたいと思っております。

廃棄物対策課長

神奈川県産業廃棄物協会でございますが、これは平成元年4月に適正処理の推進等を目

的とした県内で唯一の業界団体ということで設立されてございます。この協会の役割といたしましては、協会自らが業界の現状といたしまして、産業廃棄物処理業界は産業廃棄物を適正に処理し、信頼される企業体制と改善強化をしていく必要があると、こんなふうな認識を示しております。こういったことの必要を充足していくために、協会としては産業廃棄物処理業者自ら経営の近代化、事業の高度化に取り組むんだと、こういったことを協会の役割ということで位置付けているところでございます。県といたしましても、こういった認識、そういった取組、これは大いにやっていただきたいなど、御支援申し上げたいと、そんなふう考えております。

具体的には、なかなか県としてやりにくい部分を協会が実際やっていただいております。事業としてやっていただいております。指導、相談に関する事業という名称にはなっておりますけれども、産業廃棄物処理業者の紹介、案内を求めてくると、依頼してくるというケースがございまして、そういったものへの対応を協会として実施してございます。需要と供給のマッチングを図るといような機能を協会が果たしているという部分でございます。

それから、普及啓発事業といたしまして、産業廃棄物の適正処理でありますとか不法投棄防止、こういったことについて普及啓発を図る。それから今後ますますその役割が大きくなっていくと思われ産業廃棄物管理票、マニフェスト制度の普及促進、その電子化、こういったことにも努めております。それからもう一つは、全県の活動と並行いたしまして専門的な調査研究をするための委員会あるいは地区別の活動を行うための委員会、こういったものも併設しております、産業廃棄物に関する適正処理あるいは生活環境の保全と、こういったことについて取組をしているというよう実情でございます。

県といたしましては、やはり法に基づく権限の行使というのが基本でございますので、なかなか踏み込めない部分もございましてけれども、協会がこういったふうに活動の範囲を広げ、それからレベルを上げていただいているということは大変重要なこと、有り難いことというふうに認識しております、引き続き連携を図り、それから必要な支援内容がございましたらば御相談に応じていくと、こんなふうにしていきたいと思っております。

服部委員

よく分かりました。この(社)神奈川県産業廃棄物協会の役割は本当に大きいなというふうに思います。我々環境農政常任委員の事務所にも、不法投棄の業者の方の取締りだとか、または不法投棄のパトロールだとか、そういうものに皆様と本当に全力で取り組んでいらっしゃるというように、事務所にいたときにそういう連絡が入っていると、本当に頭の中を巡ります。今、伊豆箱根等のところを回りながらチェックをしているのかなとか、そういうふうに思います。同時にこの協会に所属している企業の皆さん方自らが、やっぱり気を引き締めてやっていくというのは当然のことだろうというふうにも思っておりますが、いずれにいたしましても、行政施策の展開というものをこの協会とも兼ね合わせしながらやっていかなければいけませんので、行政からの支援も必要かなと思います。

先ほどお聞きしただけでも、不法投棄に対する協会の取組やらマニフェストの徹底やら電子化やら、または専門研究とか、これらの協会の果たす役割というのは大変多うございますので、予算的な支援というのはどのようなもので幾らぐらいなさっていらっしゃるか、伺っておきますし、推移についてもお教えてください。

廃棄物対策課長

協会としては社団でございますので、構成メンバーの各社からいろいろなノウハウ、マンパワーでありますとかあるいは資金、そういったものを集めまして運営をされております。

そういうことであれば、直轄事業としてどんどんやるものは当然やっていく、事業のメニューというのはひっきりなしに出てくるわけですが、それを直轄的に県費でやるという形になるわけですが、そちらの方の事業経費の節約というのは、今この時にかなっていない事業はすべきではないというふうに思いますから、私は協会を支援して協会側にやってもらうということについては、社会的な波動を起こすという意味でも大事だということで、そういう意味での予算付けを御発言させてもらったわけですので、そちらの方もお忘れなく、御検討を引き続きお願いしたいというふうに思っております。

以上で私の質問を終わりますが、中間処理というのは本当に大事なというふうに思います。この企業化社会における神奈川県 of 廃棄物処理計画の目玉にしていかななくてはいけないというふうに思いますので、引き続きの御努力をお願いして終わりたいと思います。ありがとうございました。